

徳島県告示第五百一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 一、（五・フルオロペンチル）・N・フェニル・一H・インドール・三・カルボキサミド（通称 LTI・七〇一）及びその塩類
- 2 化学名 二、（二・フルオロフェニル）・二、（メチルアミノ）シクロヘキサン・一・オン（通称 二・Fluorodeschloroketamine、二・FDCK）及びその塩類
- 3 化学名 三、エチル・二、（三・フルオロフェニル）モルフォリン（通称 三F・Phenetrazine、三・FPE）及びその塩類

二 指定の理由

一の1から3までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力発生の日

平成二十九年九月五日